

# よくある問合せ

## 目次

※該当目次をクリックすると該当ページにジャンプします。

|     |                                                                          |   |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|---|
| Q1  | 教育・保育給付認定とはなんですか？                                                        | 3 |
| Q2  | 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか？                                        | 3 |
| Q3  | 3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか？                                           | 3 |
| Q4  | 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか？                                            | 3 |
| Q5  | 利用申込前に保育施設の見学は必要ですか？                                                     | 3 |
| Q6  | 市のホームページで募集人数を確認しました。                                                    | 4 |
|     | 募集人数が0人の保育施設の利用申込はできないのですか？                                              | 4 |
| Q7  | 利用申込書の利用希望施設欄が第10希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか？                    | 4 |
| Q8  | 利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか？                                         | 4 |
| Q9  | 市内認可保育所に勤務(もしくは採用予定)していますが、利用申込をする際に、自分が勤務(もしくは採用予定)している保育所を希望しても良いのですか？ | 4 |
| Q10 | 就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか？          | 4 |
| Q11 | 現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか？                                                | 4 |
| Q12 | 現在、内職をしています。利用申込はできますか？                                                  | 5 |
| Q13 | 現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。就労内定の状態で利用申込はできますか？                         | 5 |
| Q14 | 現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか？                                              | 5 |
| Q15 | 現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか？                                        | 6 |
| Q16 | 転職を考えています。利用申込はできますか？                                                    | 6 |
| Q17 | 現在、育児休業中です。育児休業期間中であっても、利用申込はできますか？                                      | 6 |
| Q18 | 現在、第2子を妊娠中です。第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか？             | 7 |
| Q19 | 今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか？                  | 7 |
| Q20 | 現在、妊娠中です。令和8年4月入所を希望していますが、まだ生まれていない子の利用申込はできますか？                        | 7 |
| Q21 | 現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども(第1子)を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか？               | 8 |
| Q22 | 育児休業の延長(育児休業給付金の期間延長)を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか？                         | 8 |
| Q23 | 利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか？                                        | 9 |

- Q24 利用申込の際、提出書類に不足がありました。不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？ \_\_\_\_\_ 9
- Q25 パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？ \_\_\_\_\_ 9
- Q26 入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？ \_\_\_\_\_ 9
- Q27 保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？ \_\_\_\_\_ 10
- Q28 保育施設(公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園)によって保育料に違いはありますか？ \_\_\_\_\_ 10
- Q29 保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？ \_\_\_\_\_ 10
- Q30 ひとり親世帯は保育料が無料ですか？ \_\_\_\_\_ 10
- Q31 令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？ \_\_\_\_\_ 11
- Q32 慣らし保育は必ず行われるのですか？ \_\_\_\_\_ 11
- Q33 他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？ \_\_\_\_\_ 11
- Q34 他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？ \_\_\_\_\_ 11
- Q35 第2子の出産後に育児休業を取得します。現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？ \_\_\_\_\_ 12
- Q36 退職した場合、保育施設は退所になりますか？ \_\_\_\_\_ 12
- Q37 長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？ \_\_\_\_\_ 12
- Q38 第1子が保育施設入所中(育児休業短時間認定)で、第2子が4月に新たに保育施設に入所します。第1子の手続きは何か必要ですか？ \_\_\_\_\_ 12

## ■教育・保育給付認定に関すること

Q1 教育・保育給付認定とはなんですか？

A1 保育施設の利用にあたって必要な認定です。

保護者の申請により川口市が認定を行い、認定されたかたに対し認定証を交付します。認定証には、認定番号や認定区分等が記載されており、保育施設の利用期間中に使用するため、大切に保管してください。

※認定証は保育施設の利用の可否を決定するものではありませんので、ご注意ください。

Q2 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A2 教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。

認定証の有効期間内に、認定証の記載内容に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。変更された認定は、原則、申請書受領日の翌月1日から適用となります。

Q3 3号認定から2号認定に変更となる場合も変更申請が必要ですか？

A3 変更申請の必要はありません。

3号認定のお子さんが満3歳に達したときは、川口市が2号認定に職権で変更し、変更後の認定証を送付します。

Q4 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定は何が違うのですか？

A4 利用する施設等により受ける認定が異なります。

施設等利用給付認定とは、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した場合に、その利用に応じて一定の金額までを無償とするために受ける必要がある認定です。

教育・保育給付認定とは異なる認定ですので、以前に施設等利用給付認定を受けていたとしても、保育施設の利用申込を行う場合は改めて教育・保育給付認定を申請する必要があります。

## ■利用申込に関すること

Q5 利用申込前に保育施設の見学は必要ですか？

A5 利用申込の前に保育施設の見学をおすすめします。

保育施設ごとに保育方針や特徴があり、ご自身で直接確認されることも利用希望保育施設を決定する重要な要素となると思いますので、見学することをおすすめします。見学を希望する場合は、事前に見学を希望する保育施設に連絡をお願いします。

※認定こども園については、幼稚園の機能を併せ持つ施設であり、教育内容や費用にご納得いただいてから申込を行っていただきたいため、事前に各園での説明を受けられることを強く推奨します。

Q6 市のホームページで募集人数を確認しました。  
募集人数が0人の保育施設の利用申込はできないのですか？

A6 利用申込を行うことができます。  
募集人数の公表後に利用中のお子さんが退園する等の理由により、募集人数が変更となる可能性もありますので、募集人数が0人であっても、利用を希望する保育施設であれば、利用希望施設として記入してください。

Q7 利用申込書の利用希望施設欄が第10希望まで記入できるようになっていますが、すべて記入しなければだめですか？

A7 すべてを記入しなければならないわけではありません。

利用を希望する保育施設のみ記入してください。また、利用を希望する保育施設が11か所以上ある場合は、利用申込書の裏面記入欄に記入してください。最大で20か所まで記入することができます。

※利用申込書に記入していただいた保育施設は、すべて利用の意思があるものとして入所選考を行います。また、利用申込書に記入されていない保育施設は、空きがあっても案内を行いませんので、十分検討のうえ記入してください。

Q8 利用希望施設を追加、変更、削除したい場合はどうしたら良いですか？

A8 申込内容変更届を保育幼稚園課へ提出してください。

提出された直近の提出期限が該当する利用調整より、変更内容が反映されます。  
提出方法及び提出期限については10～14ページ・17～18ページをご覧ください。

Q9 市内認可保育所に勤務(もしくは採用予定)していますが、利用申込をする際に、自分が勤務(もしくは採用予定)している保育所を希望しても良いのですか？

A9 申込上は特に問題ありません。勤務先で支障がないかはご自身でご確認ください。

Q10 就労の最低基準が1か月当たり64時間との記載がありました。  
1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合でも利用申込はできますか？

A10 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに最低基準(1か月64時間)を満たす就労時間に変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労時間を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q11 現在2か所で就労中です。どちらの証明も必要ですか？

A11 2か所の勤務先の就労証明書を提出してください。

複数の勤務先で就労している場合は、合計した就労時間を1か月の時間として指数化します。

Q12 現在、内職をしています、利用申込はできますか？

A12 利用申込を行うことができます。

ただし、就労時間は、収入を埼玉県最低賃金 1,078 円(令和6年10月1日時点のもの)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合(1か月の収入が 68,992 円を下回る場合)は、就労の認定ができないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。

求職活動認定の場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労形態を変更していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労形態を変更した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q13 現在、就労はしていませんが、会社から内定をもらっています。  
就労内定の状態で利用申込はできますか？

A13 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

内定している場合は、就労証明書を採用予定として作成し、提出してください。  
保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q14 現在、起業に向けて準備中ですが、利用申込はできますか？

A14 利用申込を行うことができます。ただし、求職活動認定となります。

就労証明書を起業準備中として作成し、提出してください。  
保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに起業し、就労を開始していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※起業し、就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」及び「就労開始後3か月間の収入が分かる書類(請負契約書や受注票等)」を提出していただくことになります。

Q15 現在、求職活動中です。求職活動中であっても、利用申込はできますか？

A15 利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合、保育施設の利用開始月の初日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに就労を開始する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

※就労を開始した際は「教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」を提出していただくことになります。

Q16 転職を考えています。利用申込はできますか？

A16 利用申込を行うことができます

ただし、申込時と入所時(4月申込の場合は、4月1日時点)の保育所等の利用を必要とする理由が異なる場合(申込時点では判明していなかった疾病や介護等により就労ができなくなった場合を除く)は、内定の取り消し(あるいは退所)となります(申込時は就労であったが、入所時は求職活動になる場合など)。転職を考えている場合は、時期や前職から間なく転職できるのか等ご検討の上、申込してください。なお、申込時点において、現在の職場を退職することを予定している場合や、就労内容を変更する予定がある場合は入所予定時点(4月申込の場合は、4月1日時点)の状況で申込みを行っていただくようお願いいたします。状況により提出書類が異なりますので、該当するかたは、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。

Q17 現在、育児休業中です。  
育児休業期間中であっても、利用申込はできますか？

A17 利用申込を行うことができます。

ただし、保育を必要とする要件が「就労」の場合、利用申込時に「就労証明書」の提出が必要です。また、利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始したうえで、あらためて、「就労証明書」を提出してください。翌月15日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

※利用申込を行ったお子さん以外の育児休業を取得している場合も、利用申込を行ったお子さんの利用開始月の翌月15日までに、育児休業を終了かつ就労を開始することが必要となります。  
※令和8年4月入所の場合の育児休業の最大取得期間は令和8年5月14日までとなり、令和8年5月15日は勤務している状態であることが必須となります。

Q18 現在、第2子を妊娠中です。  
第2子の産前産後休業期間が第1子の利用希望開始日と重なりますが、第1子の利用申込はできますか？

A18 利用申込を行うことができますが、母の保育の必要性の事由について、就労または妊娠・出産のどちらかを選択して申込していただきます。

妊娠・出産で申込をした場合は、利用期間が、出産予定日から起算して6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了(退所)後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

就労で申込をした場合は、第1子の利用開始月の翌月15日までに、第2子の育児休業を終了し就労を開始してください。第1子の利用開始希望日時時点で第2子の産前産後休業中であり、第2子の産前産後休業の終了が第1子の利用開始月の翌月15日を超える場合は、第2子の産前産後休業期間終了後に就労を開始してください。いずれの場合も、期日までに就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。職場復帰せずに、第2子の育児休業を取得することはできません。第2子の産前産後休業終了後に職場復帰できるか、職場やご家族と十分ご相談のうえ、申込してください。

※就労開始後は、「就労証明書」を提出してください。

Q19 今後妊娠する可能性があります。産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合、現在申込している子は入所できますか？

A19 保育施設入所後に職場復帰(就労開始)しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、育児休業中の保育時間は保育短時間で固定となります。

出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込ください。

なお、保育施設の利用開始日時時点で育児休業又は産前産後休業を取得している場合、保育施設利用開始月の翌月15日まで(利用開始希望日時時点で次子の産前産後休業中であり、その産前産後休業の終了が利用開始月の翌月15日を超える場合は、次子の産前産後休業期間終了後)に職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。

Q20 現在、妊娠中です。  
令和8年4月入所を希望していますが、まだ生まれていない子の利用申込はできますか？

A20 4月利用申込については、まだ生まれていないお子さんであっても保育施設の利用申込を行うことができます。

まだ生まれていないお子さんの利用申込は「仮申込」の取扱いとなります。出生届提出後、令和8年2月18日(水)までに、保育幼稚園課へお電話でお子さんの出生手続きを行った旨をご連絡ください。ご連絡をいただいた後、選考結果通知を発送します。

ご連絡がなかった場合は、「仮申込」は取下げ(無効)となり、その後、再度利用を希望する場合は、再度申込書類一式の提出が必要となりますのでご注意ください。

※令和8年4月1日時点におけるお子さんの満週齢(又は月齢)が内定施設の受入可能週齢(又は月齢)に満たない場合は、内定していたとしても、内定を取り消します。

**Q21** 現在、第2子を妊娠中で、出産前後の期間のみ、上の子ども(第1子)を保育施設に預けたいのですが、利用申込はできますか？

**A21** 利用申込を行うことができます。

保育施設の利用が決定した場合の利用期間は、原則、出産予定日から起算して6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日が属する月の初日から、出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。出産後、他の保育の必要性の事由に該当している場合であっても、上記利用期間の終了する月に必ず退所して頂きます。利用期間終了(退所)後、再度保育施設の利用を希望する場合は、退所届を利用施設へ提出後に、あらためて利用申込を行ってください。ただし、選考の結果により、希望施設に入所できない場合があります。

※あらためて利用申込を行う際は、妊娠・出産以外の保育の必要性の事由に該当していることが必要となります。

**Q22** 育児休業の延長(育児休業給付金の期間延長)を希望しています。必ず「保留」となる申込は可能ですか？

**A22** 必ず「保留」となる申込はできません。

保育所等の申込において育児休業の延長を許容できるため、他の申込者を優先することを同意される場合には、「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出いただくことにより、選考指数を200点減算し選考します。ただし、これは必ずしも利用保留(不承諾)となるものではなく、減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。利用保留となった場合でも、翌月以降(4月1次申込の場合は4月2次以降)も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。なお、申込の取り下げを行った日以降については、保育施設における保育の実施が行われていない旨の証明の発行はできなくなります。

また、育児休業給付金の支給期間延長の要件として、「申込した保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないこと」が追加されたほか、「理由なく内定辞退を行っていないこと」などが必要となっていますので、利用を希望する施設を記入する際にはご注意ください。

育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。

育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。



Q23 利用申込の結果、保育施設に内定した場合、辞退することはできますか？

A23 新規申込の内定辞退は可能です。ただし、転園の内定辞退はできません。

新規申込の内定を辞退する場合は、所定の手続きを行うことにより可能です。ただし、申込取り下げを行った場合は、「保育所等利用保留通知書」は発行されません。あらためて利用申込を希望される際は、再度申込手続きが必要となります。

取り下げしない場合、「保育所等利用保留通知書」は発行されますが、ハローワークの審査により、育児休業給付金の期間延長が受けられない可能性があります。育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。

なお、転園申込の内定辞退はできません。内定した園に通わないとなっても、転園前に在籍した園に戻ることはできず、退所となります。そのため、転園希望が無くなった場合は、転園申請(利用保育所等変更申請書)を申込締切日までに取り下げてください。

## ■利用調整に関すること

Q24 利用申込の際、提出書類に不足がありました。  
不足書類を締切日までに提出できない場合、入所選考に影響がありますか？

A24 影響がある場合もあります。

入所選考は、締切日までに提出された書類の内容を指数化して行いますので、書類が未提出の場合、指数に影響があることもあります。なお、締切日後に提出された書類の内容については、次の利用調整時に反映することになりますので、あらかじめご了承ください。

※不足書類等の提出締切日については、30 ページをご覧ください。

Q25 パートと正社員とでは、入所選考に影響がありますか？

A25 影響はありません。

保育の必要性の事由が「就労」である場合は、雇用形態を問わず、1か月の就労時間を指数化し、入所選考を行います。

Q26 入所選考の結果、入所ができなかった場合、何か手続きはありますか？

A26 特に手続きは必要ありません。

利用申込は年度ごとに区分しているため、令和8年度末(令和9年3月入所)まで有効となります。ただし、年度内において、利用申込時の内容に変更がある場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

【例1】求職中で利用申込をしたが、その後就労を開始した。

【例2】転職等により勤務先・契約時間が変更となった。

【例3】利用を希望する保育施設の追加や、希望順位を変更したい。

Q27 保育施設に内定し、内定者面接を行う予定ですが、現住所地が遠く、直接園に行くのが難しいため、リモートで面接を行うことはできますか？

A27 リモートで面接を行うことはできません。

内定者面接では、お子さんが集団保育可能かどうかを判断する際に、お子さんの様子や反応を直接見る必要があることから、リモートでの面接を不可としております。また、面接期限の延長も行っておりません。指定期日までに内定施設において、お子さんと一緒に面接を行っていただくようお願いいたします。

※面接期限は以下の通りとなります。

【4月1次】令和8年1月30日(金)

【4月2次】令和8年3月12日(木)

【5月以降】利用開始月の前月概ね15日頃

## ■保育料に関すること

Q28 保育施設(公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所、地域型保育事業所、認定こども園)によって保育料に違いはありますか？

A28 保育料に違いはありません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。

※実費徴収(文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等)については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

Q29 保育施設を欠席した場合、保育料は日割り計算ですか？

A29 日割り計算されません。

保育施設における保育料は、欠席日数や理由を問わず、日割り計算を行いませんので、あらかじめご了承ください。

Q30 ひとり親世帯は保育料が無料ですか？

A30 無料とは限りません。

保育料は、保護者の市区町村民税額に応じた額となります。ひとり親世帯であっても、市区町村民税額によっては保育料がかかる場合もあります。

また、保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者(祖父母)が「家計の主宰者」と判断される場合は、そのかたの市区町村民税額を含めて保育料を算定します。

ひとり親家庭のかたであっても、パートナーと同居している場合には、そのかたを保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。世帯員の変更があった場合は速やかに書類を提出してください。

**Q31** 令和元年10月から保育料の無償化が始まりましたが、保育施設を利用する場合は保育料が無料ですか？

**A31** 無料とは限りません。

3～5歳児クラスのお子さんと、0～2歳児クラスの非課税世帯のお子さんが無償化の対象となります。

なお、0～2歳児クラスにおいては、世帯状況によっては対象外となる場合もあります。

※実費徴収(文房具代、遠足費用、主食費、副食費、延長料金、入園料等)については、保育施設により違いがありますので、各保育施設にお問い合わせください。

## ■保育施設の利用開始後に関すること

**Q32** 慣らし保育は必ず行われるのですか？

**A32** 慣らし保育は利用開始日以降に行います。

お子さんの年齢や、これまでの集団保育の経験等を踏まえ、保育施設と協議のうえ時間や内容を決定します。ご家族や雇用先との調整をお願いします。慣らし保育の期間は、おおむね1～2週間を予定しております。お子さんの状況によっては、2週間を超える場合もあります。

**Q33** 他の保育施設に転園したい場合はどうすればいいですか？

**A33** 利用保育所等変更申請書及び保護者の保育の必要性の事由を証する書類を提出してください。

転園希望先の保育施設に空きがあった場合に限り、利用保留となっているお子さんを含めて利用調整を行います。転園を希望されても、必ず転園できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

※Q34もあわせてご確認ください。

**Q34** 他の保育施設に転園の候補者となった場合、転園の辞退はできますか？

**A34** 辞退はできません。

転園の候補者の決定に合わせ、転園するお子さんが在籍していた枠に対し、他のお子さんを内定者としてご案内することとなるため、辞退することはできません。利用保育所等変更申請書を提出する際は、慎重に検討をお願いします。

※保護者からの申出がない限り、転園申込は令和9年1月まで有効となります。転園の意思がなくなったときは、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。直近の提出期限までにご連絡が無い場合は、転園の意思があるものとみなして、利用調整の対象となります。

**Q35** 第2子の出産後に育児休業を取得します。  
現在、第1子が保育施設に在籍していますが、第1子は継続して保育施設を利用できますか？

**A35** 保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。ただし、第1子の育児休業が終了後に一度も職場復帰せず、引き続き第2子の産前休業に入る場合は、育児休業中の保育施設継続利用ができません。

**Q36** 退職した場合、保育施設は退所になりますか？

**A36** 退所になります。

退職することにより「保育の必要性の事由」がなくなりますので、原則退所となります。

※転職や起業を目的とする退職である場合は、「保育の必要性の事由」を求職活動に変更したうえで、90日を限度に保育施設を継続して利用することができます。また、90日以内に転職や起業をした場合は、「保育の必要性の事由」を就労に再度変更したうえで保育施設を継続して利用することができます。ただし、入所する前に退職し、入所時点で就労していない場合は、退所(または内定取り消し)となります。

**Q37** 長期間、保育施設を欠席した場合はどうなりますか？

**A37** 手続きを行わずに1か月以上欠席した場合は、退所となります。

1か月以上欠席する場合は、事前に長期欠席申請書を提出していただきます。

長期欠席が認められる期間は最長3か月までとなります。欠席期間が3か月を超えた場合は原則として退所となります。また、欠席期間中であっても保育料は減免しませんので、ご了承ください。

※入所月からの長期欠席は認められません。原則、入所の辞退(入所中の場合は退所)となります。入所(登園)することが可能となる翌月1日からの利用申込みをお願いします。やむを得ない事情がある場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

**Q38** 第1子が保育施設入所中(育児休業短時間認定)で、第2子が4月に新たに保育施設に入所します。第1子の手続きは何か必要ですか？

**A38** 第2子が4月からの保育所等の利用が決定している場合、5月15日までに復帰(就労)していただくことになりますが、第1子の教育・保育給付認定を変更する(育児休業短時間→就労標準時間)手続きが必要になります。

第1子の教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。申請書が市に提出された翌月から変更となり、復帰(就労)日により提出期限日が異なりますのでご注意ください。

4月中に復帰(就労)する場合 → 3月中に保育幼稚園課又は利用中の保育所等に提出

5月中に復帰(就労)する場合 → 4月中に保育幼稚園課又は利用中の保育所等に提出

※第2子が4月入所の場合、5月14日までに育児休業を終了している必要があります。

※育児休業を終了かつ就労を開始したうえで、あらためて、「就労証明書」を提出してください。